2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和五年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時経済対策費」に係る補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.4×Ｄ＋0.2×Ｅ＋0.1）×1.08849 0.1×Ａ、0.1×Ｂ、0.1×Ｃ、0.4×Ｄ及び0.2×Ｅに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ Ａ＝6,890,327／ａ 算式Ⅰの符号 ａ　一人当たり各産業の売上高（令和元年から令和３年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、林業産出額における林業産出額及び漁業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を３で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成30年及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。） Ｂ　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、負数となるときは０とする。）